第13講　渡し地・浮地の分布とその意味

(1)　問題提起

　越前大野城下は、景観的にみれば、城郭―武家屋敷―町屋敷―寺町の順で配列された、江戸時代の典型的な城下町の一つである。しかし、大野城下の内から大野町だけを取り出して、その土地構成をみると、全体が町として公認されていながら、5200石余の高付がある。それは、大野町が大野町域の土地に対する年貢を負担していることを意味している。年貢貢納義務を負うという点で、丹波亀山城下が城下７か村（9か村）と表現されていたのと同じように、「村」と同じ性質を大野町がもっていたということである。

また、大野町の内部は町分と枝村分に分かれている。それぞれが屋敷地と耕作地で構成されているが、町分の屋敷地に居住する者は町人（本家・地名子）、枝村屋敷地に居住する者は百姓（高持・水呑）として扱われるなど、「町」と「村」が複雑に組み合わされていた。

　では、城郭・武家屋敷、土地に置き換えれば城地・武家屋敷地はどのような構成をもっていたのであろうか。大野町の記録に現れる「御用地」（領主的利用が行われている民有地）の大きさ、また現時点では大野城下以外に例のない渡し地・浮地の分析を通して、大野城下の城地・武家屋敷地の構成を検討し、城地・武家屋敷地と町（村）地との関係を考察する。

表1　天和3年の町高構成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | （石） |  |
| 本高御前帳之上 | | 5087.8730 | ① |
| 内 | 下　 据 | 40.9580 | ② |
|  | 御用地引 | x | ③ |
| 残高 |  | y | ④ |
| 内 | 町分 | 4210.8234 | ⑤ |
|  | 印内 | 193.6630 | ⑥ |
|  | 清瀧 | 52.2300 | ⑦ |
|  | 西方寺 | 4.8140 | ⑧ |
|  | 金塚 | 72.5125 | ⑨ |
|  | 笹座 | 272.0225 | ⑩ |
|  | 右近次郎村 | 28.9010 | ⑪ |
| 町 |  | 4463.7300 | ⑫ |
|  | 御用地引 | x | ③ |
|  | 下　　据 | 40.9580 | ② |

表2　明治5年の町高構成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | （石） |  |
| 高 |  | 5087.8730 | ① |
| 内 | 下据村 | 40.9580 | ② |
|  | 御用地引 | 124.2552 | ③ |
| 残高 |  | 4922.6598 | ④ |
| 内 | 町分 | 4298.5168 | ⑤ |
|  | 野口村 | 193.6630 | ⑥ |
|  | 清瀧村 | 47.4910 | ⑦ |
|  | 西方寺村 | 9.5530 | ⑧ |
|  | 金塚村 | 72.5125 | ⑨ |
|  | 笹座村 | 272.0225 | ⑩ |
|  | 右近次郎村 | 28.9010 | ⑪ |
| 町 |  | 4463.7300 | ⑫ |
|  | 御用地引 | 124.2552 | ③ |
|  | 下据村土 | 40.9580 | ② |